

ときに民間の知恵も使えと、こういうことでござりますので、先生の御懸念の点は安心して結構だと思います。

○井上美代君 懸念は消えません。

私は、最後に短く。

株式なども参入することになるわけですね。そういうことで、それは配当にまで行くわけなんですか

す。この問題についてどのように、もうけの、やっぱり利潤追求の対象になっていくわけですか

ういうことについて御答弁願いたいのと、そして今既に育児産業になっているものがあるんです

けれども、そこでベビーフードだとか保育雑誌だとか何々セミだとかいうふうにやられているわ

けなんです。だから、それと一緒にやられるわけ

なんですか、これについて、営業活動としてやられるということについてどう考えるのかと

いうことをお聞きします。

そして、あと賃貸料の問題ですけれども、取り扱いを含めて具体的な対応をどういうふうにしていくのかということを大臣と、そして発議者に求めて質問を終わりたいと思います。

○衆議院議員(津島雄二君) 改正法にかかるところでござりますから最初にお答えをいたしますが、御質問の点は、認可保育所につきましては、

認可基準は設置主体のいかんにかかわらず、経営形態のいかんにかかわらずぴしっと同じように適

用をいたしますから、そのことによって基本的な保育の質が変わることはずないと、これは法律的にしっかりとおりますから御理解をいただきたい。

公立保育所の運営を民間へ委託することについていろいろな御懸念があるようですが、これ

はあくまでもそれぞれの地域において関係者が児童福祉の観点から十分配慮をしながらやることでござります。それで、私も坂口大臣の前任者として二回この問題について取り組んだのであります

が、その経験を申し上げさせていただきますと、やっぱり待機児童等の問題は地域的に非常に偏つております。大都会と地方とでは非常に違う。そ

れに対しまして、国の認可基準というのは性格上、保育所論議の中で欠けておりますのは、親の画一的に適用せざるを得ない。そこに地域の違いが出てきて、待機がある場所に非常に多くなる。

また、公立の保育所も、延長保育がなかなかでき

ないとか、子供さんはこれ以上この面積基準を画

一的にやられると預かれないと、いう問題があるわ

けです。先生が先ほどおっしゃいましたように、事実をきちんと調べた上で議論をしていく必要が

あるわけであります。

その事実の上に立つてみますと、今、大事なこ

とは、それその地域で知恵を出していただい

て、待機児童をなくしていくためには私たちの地

域は何をやつたらいいかと、その努力をしていた

だく。その一つが、例えばあの神奈川県の努力で

あるとか東京都の努力であるとかいうことでござ

ります。

私ども国としては、全体として認可基準に行っ

ていただくように国の助成をきちんと出してそち

らに誘導していくわけであります、同時にそれ

ぞの地域の御努力に対しても私どもは声援を送

り、その中で民間の人たちの力をかりることも十

分に含めて考えたい、そういうことでござります

から御理解をいただきたいと思います。

○國務大臣(坂口力君) 津島前大臣からもう事細

かくお答えがございましたから私がそんなに申し

上げることはないと、思いますけれども、要是育児

の質を落とさない、ということが大事でござります

から、そこに対するきめ細かな配慮をしていかな

ければならない、というふうに私も思つていて

いる次第でござります。

規制改革会議等でいろいろの御意見のあること

も承知をいたしましたが、それをすべて私たちは受け入れるつもりでいるわけではございませんで、取捨選択をして受け入れていきたいと思っているところでござります。

○井上美代君 終わります。

○大脇雅子君 まず、保育に関する国と地方自治

体の責務について大臣にお伺いしたいと思いま

ることによって子供たちのためによりよい育児の

日本が一九九四年に批准いたしました児童の権利に関する条約においても、その第三条に、児童が公的もしくは私的の社会福祉施設、裁判所、行政当局または立

法院のいずれによって行われるものであつてやられる権利という視点が重要なだと思います。

保育あるいは病後保育等々がございます。一部自

治体では実施されておりますが、これらは主とし

て認可外保育所や認可保育所でも私立のものが多

く実施しているという実情もございます。

実際に十六万人を超える子供が認可外保育所で

保育を受けている状況を見ますと、いわゆるP.F

I手法による認可保育所への民間参入を進める前

に、現在既に保育に携わっている無認可保育所へ

の支援あるいはその底上げが必要ではないかと。

保育を受けている認可外の保育所の認

可化に向けてどのような形で助成ないし指導をさ

れるべきか、お尋ねをしたいと思います。

○副大臣(南野知恵子君) 先生の御質問でござい

ます。

先生は法律的にはもうばっかりいろいろと研

究しておりますので、その研究かたがたでござ

いますが、先生のおっしゃるとおり、認可化を促

進すべきと、これはもう先生と同じ考え方を持っています。

○國務大臣(坂口力君) 先ほどから議論が統いて

おりますように、保育の実施につきましては、児

童福祉法あるいは市町村の責務として規定されて

おりますことはもう御案内のとおりでございま

す。また、保育所の運営経費に対しましては、そ

れが公営であれ民営であれ、そのいかんを問わ

ず、国、都道府県、市町村がそれぞれ一定の負担

をすることとされています。今回の児童福祉法の

改正によりましてこの点に変わりはないもの

でございまして、今後とも国及び地方公共団体が

それぞれの役割分担によつて責任を果たし、保育

の実施に努めてまいりたいと考えております。

○大脇雅子君 具体的にどのような形で認可化を

進められるのですか。細かくお尋ねをしたいと思

います。

○政府参考人(岩田喜美枝君) まず、市町村が判

環境が育つといふことも考へながらやつていい」とを御理解いただきたいと思います。

○大脇雅子君 勵く父親、母親のニーズとして挙げられておりますのに延長保育、夜間保育、病児

町村がその地域の保育資源といいましょうか、無認可保育所の中でこそこそちょっとと努力すれば認可化してもらえる、あるいはこの地域に認可保育所が要るというふうに認定した認可外保育所施設につきまして、まず認可化計画、認可に向けてどういう努力を進めるかということを、三年程度かというふうに思いますが、それとも、計画を立ててもらひ、それに従つて認可外保育所については認可化の準備をしていただくわけでございますが、一つは、まず保育の質の面でそれを確保するために、例えば市町村が保育士を一人、一年間、無認可保育所に派遣いたしまして、その保育士さんが一年間、無認可保育所でその保育従事者と一緒に保育をしながらその質を高めていくとか、あるいは認可化に当たりまして内装を整備、改装する必要がある、あるいは教育玩具を整備する必要があるといったようなケースについては、そういうことに対する助成もしてまいりたいというふうに思つております。

○大脇雅子君 ゼひ認可を受けたいだときたいと思いまして、次に、専門的な保育士いたします。

衆議院の答弁でも岩田によると、所運営を委託する場合に、の質の観点から保育士の資格をもつていただければと思いまして、知恵を絞らなければいけない

○政府参考人(岩田嘉美枝君) 衆議院でもお答えさせていたいたいとおりでございまして、公立保育所の運営を例えれば株式会社に委託する事例などについてですけれども、委託をされる市町村においては保育士の労働条件、これがまた保育の質と大変関係があるというふうに思われますので、保育士の労働条件については十分配慮していただきたいというふうに思つて、いろいろございました。

仮に株式会社の運営の保育所であったとして、も、認可保育所の場合には、例えば正規の常用の保育士を子供の年齢、数に応じて充てられるだけの人員費を措置してございます。そして、運営費は人件費と事業費と管理費というふうに区分されておりまして、その中でやつていただくということございまして、区分間の流用をするときには非常に慎重にしていただくということで、幾つかの条件をクリアしていただきたいといけないことが行われているという、それ以外にも幾つかの条件になつております。

その条件の中では、やはり労働条件、給与に関する規定が整備され、その規定により適正な給与水準が維持されているなど、人件費の運用が適正に行われているという、それ以外にも幾つかの条件

があるわけですが、そういう条件を満たして初めて入会費として助成したものと他の区分に流用するということがあり得ると、こういう整理になります。

そういうような仕組みになつているものでござりますので、各都道府県が保育所の指導監査をやるという仕組みになつておりますので、その指導監査の折に保育所の運営状況、あるいは国、自治体が助成した運営費の適正な執行状況について見ていただくというのがまず当面はやるべきことかなというふうに思つております。

○大脇雅子君 第三者機関といふものでいわゆるさまざまな保育の評価をするということになつております。しかし、ここには保育士の労働条件は入っていないというふうにチェック項目など見させていただきますと考へられます。評価機関は非常に多種多様なものになるということですが、やはり企業参入の前に、評価をする第三者機関の具体的な姿を示すべきではないかと思います。

ともかく、具体的に第三者機関というものはどのようなものとして考えられているのか、お尋ねをいたします。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 昨年から今年度にかけて児童福祉施設等評価基準検討委員会を設置いたしておりまして、その中で評価の基準のあり方、そして実際に評価をする評価調査者のあり方、特にその養成のあり方、さらには評価の具体的な方法などについて検討をいただいておりまして、年度末までには結論を出していただきことになっておりますが、その中で、今、先生御質問がございました評価をする第三者機関、これの具体的なあり方についても検討をすることになるというふうに思います。

この検討におきましては、既に参考になる基本的な考え方を示されておりまして、それは、本年三月二十三日、「福祉サービスの質に関する検討会」から「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」が出されております。

その報告書の中でも評価を行う機関のあり方、要

件について基本的な考え方が示されておりますので、それをベースに検討されることになるというふうに思いますが、例えば原則として法人格を持つているということ、あるいは、評価基準は国がガイドラインを示すこととしたいというふうに思っておりますけれども、国のガイドラインを満たす評価基準をその評価機関が持っていること、あるいは評価調査者の養成研修あるいは継続研修についてプログラムが定められ実施されることが確実であることなどの要件が先ほど申し上げました検討会の報告書から出されています。

これは児童福祉に限らず福祉サービス全般についての報告書でございましたので、これを参考に児童福祉の分野でどういうふうに具体化するかという検討を年度末までにお願いしているところでございます。

○大脇雅子君 ゼビ第三者機関が適正なものとして設立をされ、悪質な保育所に関しては大きな改善がなされることを期待いたします。

最後に、大臣にお尋ねしたいのですが、労働者の教育訓練制度については、一九七四年に採択されましたILOの百四十号条約、有給教育休暇に関する条約がございまして、職業上や職務上必要な技能の取得とかさまざまな労働者の技能研修のため継続的なそうした休暇を付与すべきものとして、この批准というものは労働者が広く求めているものであります。

日本はこの条約は未批准でございますが、早急に批准すべきであると考えますが、いかがでございましょうか。

○国務大臣(坂口力君) 今、御指摘になりましたILOの百四十号条約でございますが、その中には大きく分けまして三つのことが書かれていると いうふうに思います。一つはあらゆる段階での訓練、それからもう一つは一般教育、社会教育及び市民教育ということの重視、そして三番目に労働組合教育というものです。

これらのうちで、あらゆる段階での訓練を目的とする休暇ですか、あるいは有給の教育訓練休

暇につきましては、「これは他の法律におきましては、かなり取り入れてきているところでございまして、職業能力開発促進法におきましても、事業主に対する付与を配慮義務として課しておりますし、また具体的な付与につきましても厚生労働大臣が指針を定めることといたしております。休暇中の訓練経費でござりますとか賃金等の助成措置等につきましても講じておるところでございます。

及び市民教育のための休暇でありますとか、あるいは労働組合教育のための休暇などにいたしましては、国内法制の、他の法律との問題もございまして、整合性の問題もございまますし、さらにひとつ慎重な検討が必要であるというふうに思つてゐるところでございます。

○森ゆうじ君　自由党の森ゆうじでございます。

通告しておりました質問はかなり省かせていただいて、大臣に一点だけ質問させていただきま

と大きく転換したわけでござりますが、しかしながら正後も保育に欠ける児童ということであり、そして保育サービスを受けるための申請内容について、現実の問題を考えますと申請も非常にナンセンスな場合もあるかと思います。以前にも申しましたが、保育の社会化といいましょうか、少子化問題を解消するためにも、基本的な視点を変えるといいましょうか、大幅な法改正が今後も必要ではないかと思いますが、その方向性について、見通しについての大臣の見解をお願いいたします。

○国務大臣(坂口力君) 高齢者の問題に比較いたしまして子育てあるいは育児、そして子供たちの問題というのは、やや社会保障の面から見ましておくれてきた感じがあるというふうに私も思っております一人でございます。そうした意味で、やはり子育てというもの、あるいはまた子供の教養というものを、今までの家庭に依存をする、あ

るいはそれぞれの企業でありますとかそうしたことでだけに依存するというのではなくて、社会全体で子育て、子供の育児というのもやはり取り上げていかなければならぬということ私は認識を持っています。

ただ、そういう認識のもとでこれから何をどのようにしてやつていくかということが本当は大事なんだろうというふうに思いますが、先ほどから議論がありますように、質をどう維持をしていくかというその一点をやはり大事にしていかなければならないというふうに思つております。公立か民営かといふ、そこだけがクローズアップされておりますけれども、いずれの場合であれ質を確保していくかなければならないわけでござりますから、そのことについてこれから努力をしたいとうふうに思ひます。

保育に欠けるという言葉が適切かどうかということにつきましては、これは委員の御指摘も私はわかるような気がいたします。今までこの言葉でずっと参りましたので、今急にこれを変えるべきかどうかは別にいたしまして、現在の社会の中で考えますときに、保育に欠けるという言葉が適切かどうか、そしてその意味するものが一体何であったかなどいうことは時代の変遷とともに私は考えなければならない問題の一つだというふうに思つております。

○森ゆうこ君　ありがとうございました。

本当に、保育に欠けるという考え方で今の少子化、そして男女ともに働くといふからの時代に合った保育サービスというものが提供されるとは思えませんので、今後の点についても御検討いただきたいと思います。

そして、公設民営、とにかく民営方式に関していろいろ異論があるわけですねけれども、要は情報公開が進んで保護者が選択できる、本当の意味での契約という形での保育サービスの選択ができる環境が整うということが必要ではないかと思います。大いにそういう点を保障されて民営化が進められるべきだと思います。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 保育に欠けるといふ御説明について若干補足をさせていただきたいというふうに思います。

保育に欠けるといふ表現の問題はあるうかといふうに思ひますけれども、例えば保護者が自宅で子供を養育できるような家庭についても、そういう方も含めて保育所で養育するのがいいのかどうかということにつきましては、これはもう大変大きな議論をすべきだというふうに思ひます。ですから、現時点ではそれにについての社会的な合意、子供さんというのは親が在宅で養育できる状態であつても保育所に預けられるんだといふことも認めようといふところまではまだ行つてないんじゃないかというのが担当局長としての感じでございます。

ですけれども、先生のおっしゃる趣旨は、保育所も含めて、共働きであれ専業主婦家庭であれ、すべての子育てを地域がいろんな形でサポートをするべきであるという趣旨でございましたら、そのとおりだというふうに思ひますので、例えば保育所に併設されております地域子育て支援センターでそういうサービスをやっていくとか、あるいは専業主婦の方も育児で疲れるということでありますから、そういうときには保育所で一時預かりをするとか、そういうふたよな対応というのはこれまでやつてしましましたけれども、ますますこれからも重要になつていくといふふうに思ひます。

○委員長(阿部正俊君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、今泉昭君が委員を辞任され、その補欠として若林秀樹君が選任されました。

いをしたいと思います。

先週、厚生労働省より、児童相談所における児童虐待相談処理件数についての御報告がございました。平成十二年度の児童虐待相談処理件数は何と一万七千七百一十五件ということで、児童虐待防止法により広報だとか啓発に積極的に取り組んだことで相談なり通告が促進されたという分析もありますけれども、その一方で児童相談所の調査があつた死亡事例については十一件と報告をされております。

この背景につきまして、どういうふうに厚生労働省いたしましては分析をされておられますのか、政府参考人で結構です、よろしくお願ひいたします。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 児童相談所がかかわりながら昨年度十一名のお子さんが亡くなってしましました。そのことについては大変残念でありますし、行政に関与している者の一人として大変申しわけないというふうに思っております。

この十一件の事情はケースごとによりましてさまでございますので一概に言えないところもあるんですねけれども、例えば初期対応の段階で、初期対応がまずかったということで亡くなつたケースもございましたけれども、むしろ数の上では、初期対応はうまくいったんだけれども、施設から退所させた後、あるいは一時保護を解除してうちに戻して、そして在宅の状態でフォローすべきであったそういう時期に発生した事例というのも少なからずございました。

そういうことで、初期対応が重要であるということとあわせて、計画的に関係機関とよく連絡をとりながら、継続的にその子供、そしてその家族を支援していくことが大変重要なではないかと思います。

○西川きよし君 二二一分までですのでスピードアップをさせていただきます。

この虐待の防止対策については、家庭の孤立化を防ぐための地域づくり、または早期発見・通報のための地域のネットワークづくり、さらには児

いをしたいと思います

先週 學生労働省より 呉薙根謹所における県

○政府参考人(岩田真美枝君) 保育に欠けるとい  
う御説明について若干補足をさせていただきたい  
というふうに思います。  
す。  
という意見を申し上げて、私の質問を終わりま  
す。  
先週、厚生労働省より、児童相談所における児  
童虐待相談処理件数についての御報告がございま  
した。平成十二年度の児童虐待相談処理件数は何  
と一万七千七百二十五件ということで、児童虐待

保育に欠けるという表現の問題はあるうかといふうに思いますが、例えば保護者が自宅で子供を養育できるような家庭についても、そういう方も含めて保育所で養育するのがいいのかどうかということにつきましては、これはもう大変大きな議論をすべきだというふうに思うんです。この背景につきまして、どういうふうに厚生労働省により広報だとか啓発に積極的に取り組んだことで相談なり通告が促進されたという分析もありますけれども、その一方で児童相談所の闇とがあつた死亡事例については十一件と報告をされております。

ね。ですから、現時点ではそれについての社会的な合意、子供さんというのは親が在宅で養育できる状態であっても保育所に預けられるんだという動省といたしましては分析をされておられますのか、政府参考人で結構です、よろしくお願ひいたします。

ですから、先生のおっしゃる趣旨は、保育所も含めて、共働きであれ専業主婦家庭であれ、変申しわけないというふうに思つております。

すべての子育てを地域がいろんな形でサポートをすべきであるという趣旨でございましたら、そのとおりだというふうに思いますが、例えば保育園までござりますので一概に言えないところもあるんですけれども、例えば初期対応の段階で、

所に併設されております地域子育て支援センターでそういうサービスをやっていくとか、あるいは事業主希望の方も育児で困るということもあります。初期対応がまずかったということで亡くなつたケースもございましたけれどもむしろ数の上で、初用お心はうまくいくことが多いから、危険

ですから、そういうときには保育所で一時預かりをするとか、そういうふたつのような対応というのはこれまたやつてきましたけれども、ますますこれから退所させた後、あるいは一時保護を解除してうちに戻して、そして在宅の状態でフォローすべきであった。そういう時期に発生した事例というの

らも重要な立場でござつたふうに思ひます。

本日、今泉昭君が委員を辞任され、その補欠として若林秀樹君が選任されました。

○西川きよし君 私が最後になりました。よろ

この問題は、児童虐待の問題についてお伺いです。

いをしたいと思います。

先週、厚生労働省より、児童相談所における児童虐待相談処理件数についての御報告がございました。平成十二年度の児童虐待相談処理件数は何と一万七千七百二十五件ということで、児童虐待防止法により広報などが啓発に積極的に取り組んだことで相談なり通告が促進されたという分析もありますけれども、その一方で児童相談所の調査が有った死亡事例については十一件と報告をされております。

この背景につきまして、どういうふうに厚生労働省といいたしましては分析をされておられますのか、政府参考人で結構です、よろしくお願ひいたします。

○政府参考人(岩田善美枝君) 児童相談所がかかわりながら昨年度十一名のお子さんが亡くなつてしましました。そのことについては大変残念でありますし、行政に関与している者の一人として大変申しわけないというふうに思っております。

この十一件の事情はケースごとによりましてさまざままでございますので一概に言えないところもあるんですねけれども、例えば初期対応の段階で、初期対応がまずかつたということでお亡くなつたケースもございましたけれども、むしろ数の上では、初期対応はうまくいったんだけれども、施設から退所させた後、あるいは一時保護を解除してうちに戻して、そして在宅の状態でフォローすべきであったそういう時期に発生した事例というのも少なからずございました。

そういうことで、初期対応が重要であるということとあわせて、計画的に関係機関とよく連絡をとりながら、継続的にその子供、そしてその家族を支援していくことが大変重要なではないかと思います。

○西川まさよし君 一二二分までですのでスピードアップをさせていただきます。

この虐待の防止対策については、家庭の孤立化を防ぐための地域づくり、または早期発見・通報のための地域のネットワークづくり、さらには児

童相談所、児童福祉施設の体制の強化、さまざまな分野におきましてまだまだ多くの課題が指摘されているわけですが、八月に発生をいたしました兵庫県の尼崎の事件、児童養護施設から一時帰宅中の出来事でございましたけれども、また二月の福岡で起きました六歳の子供に脳障害を負わせた虐待事件も施設から家庭に戻った後に発生をしているわけですから、この家庭帰宅後のフォローアップ体制、これを考えていただきたいと思います。早急にそれも体制の整備が大変必要であるのではないかというふうに思います。

そこでお尋ねするんですが、平成十一年の報告では、家庭に戻った後のフォローアップを何も行なわれていなかつたというケースが二七%以上ござります。その後どのような対応をとつておられるのか、また現状についてどのようにお考えになつておられるのか、よろしくお願ひいたします。

○副大臣(南野知恵子君) 西川先生にお答えをさせていただきます。

平成十一年度の児童相談所におきます被虐待児童処遇のあり方に関する研究というのがございますが、それにおきましては、児童虐待に対する児童相談所の取り組みの分析が行われたところでございます。

二つございますが、申し上げたいことは、一つは、通告義務などに関する広報啓発や初期介入における迅速な対応などにつきましては一定の評価がなされたというふうにも思われております。さらにもう一つは、施設などから家庭引き取り後のフォローアップが十分でないというような課題が指摘されております。そのような大きな課題、さらに先生がお話しになつておられるような、こういう課題については大変難しい分野であるということを痛感いたしております。

さらに、家庭引き取りの判断ということにつきましては、児童相談所と施設の協議によりこれが決定されておりますが、引き取られた後は、親子が別れて生活していくことなどを視野に入れますと、また虐待の再発防止を十分に配慮しながら

また地域の関係機関が連携して多面的、総合的な支援を行う必要があるだろうというふうに思っております。

さらに、厚生労働省いたしましては、緊密な関係機関の連携によりまして、これは継続的な指導、支援につきまして、自治体、児童相談所等に対しまさざまな機会を通じまして徹底するとともに、児童相談所の体制の強化や、また地域における支援の取り組みの充実に努めていきたいと思っております。

周りにおられる大人はみんな子供の親であると、共同体制をとりながら子供を育成していくなければ二十一世紀の生物は育たないというふうに思っております。

○西川きよし君 ありがとうございます。

次は、やはり虐待が確認をされた後の対応にしましても、やむを得ず入所措置をとった後の対応ですけれども、可能な限りにおいて親の手で、家族とともに暮らしが子供にとって一番幸せではないかなと僕は思うわけですけれども、皆さんもそうだと思います。現場の方々にとっても、それを求めるがゆえに御苦勞も大抵ではないと思います。しかし、そうした判断によつて子供が亡くなるとか、再び虐待を受けることが許されてはならないと思いますし、在宅遇を受けれる家庭あるいは措置解除後の親と子に対するフォローアップ体制を整備することの必要性を痛切にもう皆さん感じておられると思うんですねけれども、この点について厚生労働省はどういうふうにお考えなのか。

その中におきまして、今回法定化される主任児童委員、大変な権限を持つわけすけれども、あるいは児童委員の方々の役割についても極めて大きいと思うわけですけれども、この点については提案者の方に御答弁をいただければと思います。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 児童虐待の対応の中心機関は児童相談所でございますが、先生おっしゃるように、できることであればまた親子をもとに戻して家族を再構築することが大事なわけで

ござりますので、そのためにも保護者の方を教育、カウンセリングする、これを児童相談所の児童福祉司や心理判定員が行つてきております。この児童相談所の実施体制を強化をすること、そしてその資質を向上させることが重要でござりますので、厚生労働省いたしましては、児童福祉司の増員について、これは地方交付税の算定基礎にその人数が盛り込まれておるわけでござりますので、この増員について努力をいたしておりますし、また、親のカウンセリングに当たつて非常に専門的な知識、技術が必要である場合もあるということで、地域の精神科の医者にお願いしてカウンセリングができるようなこともありますし、また、児童相談所の職員に対して非常に専門性の高い研修なましてもは児童虐待についての専門性の高い研修なども取り組んでいるところでござります。

また、在宅で処遇を受ける家庭や措置が解除されて子供が戻された家庭も含めまして、この虐待の発生の予防そして再発の防止は地域ぐるみで家庭を支えていかないといけないということがありますので、市町村域における関係機関が連携を図れるようなネットワーク事業ということをやつておりますけれども、また十四年度の概算要求では、市町村が子ども家庭支援員、これは仮称でございますが、子ども家庭支援員を委嘱いたしまして、その方が個々の家庭を訪問して、深刻な問題は難しいかもしれません、軽度な虐待の問題や施設から退所した後の御家庭をきめ細かく訪問して相談に乗つたりというようなこともやってみたいということで十四年度の概算要求に盛り込んでいます。

○衆議院議員(鷹下一郎君) 児童委員の役割について、先生、大変これから重い役割があるんだという話がありました。

現在は特に、児童委員はもう身近に住民の立場に立つて相談役だとか聞き役だとか、それからある意味で親の支え役、こういうような形で活動していくといふいうようなことであります。特に今まででは児童委員は不登校だとなんかが専案として

多かつたんですねけれども、ここ急に児童虐待の問題が非常にふえてまいりましたので、先ほど局長からの答弁にもありましたように、これからより一層研修をして、そして地域の中で役割を演じられるようになると、こういうようなことが今回の改正の趣旨でございます。

○西川きよし君　　ありがとうございました。

今御答弁いただきました民生委員それから児童委員の方々の仕事の量も高齢化の進展とともに大変ふえてきているわけですねけれども、例えば平成十二年度の大阪市の活動状況を見ましても、相談指導件数は何と二十六万件、これをたった三千四百人で対応するわけですねけれども、これからは高齢化が進んでいきます。高齢者への相談、支援というものもふえていくと思いますし、一方、これだけの児童虐待が社会問題となつてはいるわけですから、そういう中で施設退所後のフォローアップなどの極めて重要な役割も担つていただくことになると思いますし、そうした中で、現実の問題といたしまして民生委員、児童委員をお一人の方が兼任をするということで、これは過重な負担になつて当然と思うんですけど、またそういうた適任者を見出す、見つけ出すということもこれまた難しいと思うんです。

それぞれの地域では大変御苦労されていると思いますがれども、今回、職務を明確化することは十分に理解をいたしますけれども、これだけ高齢者、児童を取り巻く状況が本当に厳しいわけですから、民生委員、児童委員の方についても改めて見直しの検討が大変僕は必要ではないかなと思うんですけども、大臣、一言お答えいただけないでしょうか。

○國務大臣(坂口力君)　先ほども議論が出ましたのが、民生委員というのは高齢者でありますとか障害者でありますとか、あるいはまた生活保護の問題を引き受けましたり、それからお子さんの問題、児童それから妊産婦の問題等、幅広くおやりをいただいているわけでございます。

それで、先生が御指摘になりますように、それ

それ専門で分けたらどうだという御意見もあると  
いうふうに思いますが、子供さんの場合には、子  
供だけそこを割り切つて家庭から分離をして考  
えるというわけにはいきませんで、子供の場合には  
どうしても家族全体の中での位置づけと申します  
か、家族全体の中でどうなつてあるかということ  
を考えていかなければなりませんから、やっぱり  
家族全体を見ながら、その中で子供の問題をどう  
いうふうにするかということを考える立場とい  
うのも私は大事だというふうに思つております。  
今回、主任児童委員という名前の特別な役割を  
持つた人たちもおやさせていただきましたが、そ  
の人たちは児童のことを中心にしておやりをいた  
だくとして、そして一般の民生委員の皆さんの方  
は、大変ございますけれども、トータルな家  
庭、地域の環境の中です子供さんの問題を見ていた  
だくということにいましばらく御専念をいただき  
たいと、そういうふうに思つております。

○西川きよし君 どうぞよろしくお願ひ申し上げ  
ます。

最後にいたします。

こうして委員会中でも本当に助けを求めている  
ような子供さんたちがたくさんいらっしゃると思  
うんです。本当にまさに燃え盛つてあるところに  
消防が行かないようなのですから、どうぞひと  
つ、少しでもお早目によろしくお願ひを申し上げ  
たい、よい方向にお願いを申し上げたいと思いま  
す。

保育所の問題についてお伺いしますが、今回の  
法案審議に当たりまして、連日、僕の部屋にもた  
くさんのアクセスが全国から届きます。皆さん方  
のお部屋にも多分多く寄せられたと思いますけれ  
ども、一通だけ御紹介をさせていただきたいんで  
すが、大阪市西淀川区の方からでございます。保  
育所が民営化されるといろんな面でお金がかかる  
と聞いています、おむつかえ一つでも別料金と  
か、アレルギーなどがあると特別料金とか、子供  
が好きで働いてお世話をださる先生と違い、安心  
して子供を預けられなくなるのではという気持ち

にどうしても母親としてなりますと。やはり、保育所の民営化については多くの不安を抱えている方々がたくさん全国にはいらっしゃると思います。これは僕も事実だと思います。やはり、政策を進めていく上で、特に子供さんが対象になるわけですから、こういう問題に至つては、こうした不安に対し十分な説明と理解、そして親御さんの不安を払拭するということが大変大切なことだと思っています。

これも最後に大臣に答弁をいただいて、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 今朝来、同じような質問がずっと続いてまいりました。保育所入所の待機児童解消に向けて、多様な設置運営主体の参入でありますとか公設民営などの取り組みが今行われているところでございますが、その一方で保育の質の確保ということが最も大事な問題であることは論をまちません。

基本的な保育サービスの質につきましては、設置運営主体のいかんを問わず、児童福祉施設最低基準でありますとか保育所保育指針の遵守を求めているところでございます。また、保育料につきましては市町村が定めることとなつておりますので、設置運営主体のいかんによつて異なるものではございません。

委員が大変御心配になりますよう、そうした私立化によって、公立ではなくて私立の保育所の誕生によつてそうした問題がなおざりになるのではないかといふ御心配があるわけでござりますが、そうしたところにつきましては、市町村はもとよりござりますけれども、県や国いたしましても十分にそこは配慮して、私たちも、市町村あるいはそれを設置してそして実際にやつてくれております経営者に対しましても、十分なひとつ説得をしてまいりたいというふうに思つていてころでござります。また、そのことにつきましては十分に住民の皆さんに理解が得られますように、こうした努力もあわせて行つていきますことをお誓い申し上げたいと思います。

○西川きよし君 よろしくお願ひします。

○委員長(阿部正俊君) 他に御発言もないようですが、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○小池晃君 私は、日本共産党を代表して、児童福祉法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

反対の理由の第一は、待機児童の解消のために公的責任の強化こそ求められているのに、本法案は国の責任を後退させるものであるからであります。

男性も女性も、仕事と子育てを両立させるために、保育所の待機児童の解消は緊急の課題です。待機児童数は昨年十月時点で五万六千人、最初から入所をあきらめている潜在的な待機児は十万人から十五万人と言われています。保育所整備の計画を持たず、保育士配置基準や面積基準は五十年前のまま、保育運営費の予算の比率を後退させてきた政府の責任は明らかです。待機児童解消のため、緊急に政府の責任で保育所整備を進めるとともに、最低基準を改善し、保育所運営費の国負担率を早急に十分の八に戻すべきです。

ところが、自民、公明、保守の与党三党が提案した本法案は、待機児童の解消を公的責任の強化ではなく、株式会社などの企業にゆだねて安上がりに進めようとするものです。子供を預けたくても預けられないという国民の願いに正面からこたえるためには、政府の責任による保育の整備、改善こそ中心に据えるべきです。

反対の理由の第二は、営利企業の参入により、保育の質の低下が懸念されることです。

これまでも通達により株式会社への業務委託が認められてきましたが、本法案により社会福祉法人以外の民間事業者の参入が一層強力に進められます。さらに、今年度中に関係通達の規制緩和を行い、営利企業の利潤追求を認める検討がされていますが、このまでは人件費の削減による労働

条件低下や保育の質の低下につながるのは必至です。参入した企業の撤退にどう歯どめをかけるかも明確ではありません。こうした方向は、安心して預けられる保育所をと、いう父母の切実な願いに逆行するものであります。

反対する理由の第三は、保育所整備へのPFI方式の導入により、営利企業に公的財産が提供され、公費である運営費が株式配当に回される可能性が生まれることです。

以上、今後の保育所のあり方に重大な変更をもたらす法案であるにもかかわらず、関係者、関係団体の意見を聞く場も設けず、わずか二時間余りの議論では全く不十分です。これでは到底立法院の責任を果たしたとは言えません。

従来から我が党も提案してきた認可外保育所の届け出制や保育士の法定化、児童委員の法定化などは当然必要な改正ですが、同時に認可外施設への財政支援なども欠かせません。全体として、待機児解消、保育所増設という国民の切実な要求に対する国の責任を棚上げにし、保育を市場原理にゆだね、公的保育制度の解体をもたらす本法案には賛成できないことを申し述べ、反対討論を終わります。

○委員長(阿部正俊君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。これより採決に入ります。

児童福祉法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(阿部正俊君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、柳田君から発言を求められておりますので、これを許します。柳田稔君。

○柳田稔君 私は、ただいま可決されました児童福祉法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党・民主党・新緑風会・公明党・社会民主党・護憲連合・自由党及び無所属の会の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

#### 児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、認可外児童福祉施設に対する監督の強化、児童委員の活動の活性化等を通じて、児童の死亡事故防止等の安全確保や児童虐待の未然防止に万全を期すこと。

二、保育所の待機児童問題については、その解消を目指して、保育所等の整備、受け入れ児童数の拡大を図るとともに、延長保育、休日保育、乳幼児健康支援一時預かり事業、放課後児童クラブなどを少子化対策推進基本方針及び新エンゼルプランに基づき着実に推進すること。その際、子どもにとってより良い保育を充実させる観点から、量の確保のみでなく、質の確保を図ることに十分留意すること。

三、公有財産の貸付け等の措置により保育所の設置運営を行う場合は、市町村が情報を公開し、保護者の理解を得る努力をするよう指導すること。

四、保育士の養成課程の充実等、保育環境の改善に引き続き積極的に取り組むこと。

五、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、児童福祉法の理念及び在り方等について早急に検討し、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるとともに、施策の実施に当たっては、児童の最善の利益を考慮した取扱いが図られるよう努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(阿部正俊君) ただいま柳田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

#### 〔賛成者挙手〕

#### ○委員長(阿部正俊君) 全会一致と認めます。

よつて、柳田君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、坂口厚生労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。坂口厚生労働大臣。

○国務大臣(坂口力君) ただいま御決議のありました本法案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、努力してまいりました。

○委員長(阿部正俊君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(阿部正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十分散会

#### (第三三一八号)(第三三一九号)(第二三三〇号)(第二三三一号)(第三三二二号)(第三三三三号)(第三三三四号)(第三三三五号)(第三三三六号)(第三三三七号)(第三三三八号)

三三一一号)(第三三二二号)(第三三三三号)(第三三三四号)(第三三三五号)(第三三三六号)(第三三三七号)(第三三三八号)

一、医療費に対する患者負担の引上げ反対等に関する請願(第三三八五号)

一、年金・医療・福祉等の制度改革に関する請願(第三三八〇号)(第三三八四号)

一、医療費に対する患者負担の引上げ反対等に関する請願(第三三八五号)

一、年金・医療・福祉等の制度改革に関する請願(第三三八〇号)(第三三八四号)

一、年金・医療・福祉等の制度改革に関する請願(第三三八五号)

る制度を緊急に確立すること。また、保険料の滞納者に対しては、営業や生活の相談について誠実に対応し、資格証明書や短期保険証を発行しないこと。

三、介護保険制度における保険料及び利用料を引き下げるとともに、支払が困難な被保険者に対する減免制度を拡充すること。また、介護施設の整備、住宅改造に対する支援、街のバリアフリー化などの施策を拡充すること。

第三一四号 平成十三年十月二十六日受理

医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願

請願者 東京都大田区西六郷一ノ二二六ノ一川津貢外百三十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三一三号と同じである。

第三一五号 平成十三年十月二十六日受理

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 京都市中京区壬生東高田町一ノ九木村敏之外二千名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第三一六号 平成十三年十月二十六日受理

医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法による救済対象者の拡大に関する請願

請願者 京都市上京区五社通大宮東入東石屋町七五八 高須智雄外八千四百五十一名

紹介議員 松 あきら君

この請願の趣旨は、第五七号と同じである。

第三一七号 平成十三年十月二十六日受理

安心して暮らせる老後を保障するための年金制度の改善に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市太田町七四一ノ三







<p>3 妊産婦の深夜労働は請求の有無にかかわらず禁止すること。</p> <p>二、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律を次のように改正すること。</p> <p>1 家族の病気時における短期間の介護、検診、予防注射、保育園・学校行事への参加等、家族的責任を果たすための休暇制度を新設すること。</p>	
<p>2 小学校就学前の子及び要介護の家族を有する労働者から請求があった場合は、労働時間を短縮できるようにすること。</p> <p>3 義務教育修了前の子及び要介護の家族を有する労働者から請求があった場合は、同居家族の有無にかかわらず、時間外・休日・深夜労働を免除すること。</p>	
<p>4 介護休業の取得要件を「継続して介護を要する一つの状態につき一回」とするとともに、期間を延長すること。</p> <p>5 育児・介護休業の取得対象を非常勤やパート等、可能なすべての労働者に拡大すること。</p> <p>6 育児・介護休業の取得に当たっては、原職復帰、所得保障、代替要員の配置、不利益取扱いの禁止を明記すること。</p> <p>7 家族的責任を有する労働者の転勤等に当たっては、配慮義務及び本人の同意を明記すること。</p>	
<p>第四〇五号 平成十三年十一月七日受理 請願者 東京都八王子市松木九ノ五ノ九 草野和子外九千七百五十九名</p> <p>紹介議員 井上 美代君</p> <p>女性に対する深夜・時間外労働の規制が撤廃されたものの、男性との賃金格差は是正されていない。そのうえ、女性労働者はパートなどの不安定な雇用に追いやられ、サービス残業などにより長</p>	
<p>時間過密な労働を強いられている。その結果、健康や母性が破壊され、子供や家庭が犠牲となってしまう労働者に対する改善が求められる。</p> <p>この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。</p>	

請願者 青森市油川大浜二四一 神野晃生  
外八千百十九名  
この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

紹介議員 紙 智子君

第四一六号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・  
介護休業制度の改善等に関する請願  
請願者 福井県武生市丹生郷町九ノ四八〇  
一 菅川千鶴子外八千百十九名

紹介議員 小池 畏君  
この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四一七号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・  
介護休業制度の改善等に関する請願  
請願者 熊本市島崎一ノ二二ノ二二ハ三〇  
三 堀田美紀外八千百十九名

紹介議員 小泉 親司君  
この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四一八号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・  
介護休業制度の改善等に関する請願  
請願者 熊本市島崎一ノ二二ノ二二ハ三〇  
三 堀田美紀外八千百十九名

紹介議員 大門 実紀史君  
この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四一九号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・  
介護休業制度の改善等に関する請願  
請願者 奈良県磯城郡田原本町八尾四〇二  
名 ノ八一 福島加代子外八千百十九

紹介議員 富権 練三君  
この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四二〇号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・  
介護休業制度の改善等に関する請願  
請願者 和歌山市西田井三四六 山崎光信  
外八千百十九名

紹介議員 筆坂 秀世君  
この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四二一〇号 平成十三年十一月八日受理

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・  
介護休業制度の改善等に関する請願

紹介議員 西山登紀子君  
一 若林努外八千百十九名

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四二二号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・  
介護休業制度の改善等に関する請願  
請願者 神奈川県茅ヶ崎市幸町三三ノ一八  
九名

紹介議員 畑野 君枝君  
この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四二三号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・  
介護休業制度の改善等に関する請願  
請願者 愛知県西春日井郡新川町須ヶ口九  
九〇 柿内賢治外八千百十九名

紹介議員 八田ひろ子君  
この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四二四号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・  
介護休業制度の改善等に関する請願  
請願者 広島市安佐南区東原三ノ七ノ九  
三宅実外八千百十九名

紹介議員 林 紀子君  
この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四二五号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・  
介護休業制度の改善等に関する請願  
請願者 東京都小平市大沼町一ノ八九四〇  
一五 富田早苗外千三百八十七名

紹介議員 井上 美代君  
この請願の趣旨は、第四〇五号と同じである。

第四二六号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・  
介護休業制度の改善等に関する請願  
請願者 兵庫県西宮市上ヶ原三番町一ノ一  
一 川村敬子外五百五十名

紹介議員 笠坂 秀世君  
この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四二七号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・  
介護休業制度の改善等に関する請願  
請願者 吉岡 吉典君  
一 岩田恵外八千百十九名

紹介議員 吉岡 吉典君  
この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四二八号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・  
介護休業制度の改善等に関する請願  
請願者 群馬県前橋市総社町総社一、〇六  
一 久保原るり子外八千百十九名

紹介議員 吉川 春子君  
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四二九号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・  
介護休業制度の改善等に関する請願  
請願者 東京都新宿区北山伏町一ノ一  
一 吉森弘子  
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四三〇号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・  
介護休業制度の改善等に関する請願  
請願者 東京都小平市大沼町一ノ八九四〇  
一五 富田早苗外千三百八十七名

紹介議員 井上 美代君  
この請願の趣旨は、第四〇五号と同じである。

第四三一号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・  
介護休業制度の改善等に関する請願  
請願者 兵庫県西宮市上ヶ原三番町一ノ一  
一 川村敬子外五百五十名

紹介議員 笠坂 秀世君  
この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四三二号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・  
介護休業制度の改善等に関する請願  
請願者 東京都新宿区北山伏町一ノ一  
一 平井玲子

紹介議員 大橋 亘泉君  
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四三三号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・  
介護休業制度の改善等に関する請願  
請願者 東京都新宿区北山伏町一ノ一  
一 吉森弘子  
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四三四号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・  
介護休業制度の改善等に関する請願  
請願者 浜四津敏子君  
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四三五号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・  
介護休業制度の改善等に関する請願  
請願者 東京都新宿区北山伏町一ノ一  
一 浜四津敏子君  
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四三六号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・  
介護休業制度の改善等に関する請願  
請願者 東京都新宿区北山伏町一ノ一  
一 浜四津敏子君  
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。